



報道関係者 各位

平成 24 年 11 月 14 日

【照会先】

岐阜労働局職業安定部職業対策課

課 長 倉田 勝

地方障害者雇用担当官 早崎 章

(電話) 058-245-1314

平成 24 年 障害者雇用状況の集計結果

障害者の雇用の促進等に関する法律では、1 人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務づけられている事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下、「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

岐阜労働局では、このほど、岐阜県における民間企業や公的機関などにおける、平成 24 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

なお、法定雇用率は平成 25 年 4 月 1 日に改定することとしています。（民間企業の場合は 1.8%→2.0%）

【集計結果の主なポイント】（ ）内は、前年度数値

＜民間企業＞{法定雇用率 1.8%}

- ・雇用障害者数は、前年より 181 人多く（前年比 4.6%増加）、過去最高を更新。
〔平成 24 年 6 月 1 日現在、4,137.5 人(3,956.5)〕
 - ・実雇用率は 1.70%(1.65)と前年比 0.05 ポイント上昇。
 - ・法定雇用率達成企業の割合は 52.9%(52.2)と前年比 0.7 ポイント上昇。
- いずれも前年を上回った。

＜公的機関＞{同 2.1%、岐阜県教育委員会は 2.0%}

- ・岐阜県知事部局：雇用障害者数 99.5 人(98.0)、実雇用率 2.18%(2.11)
 - ・岐阜県教育委員会：雇用障害者数 232.0 人(219.0)、実雇用率 2.04%(1.92)
- 県の機関及び市町村の機関（一部を除き）も法定雇用率達成。

【岐阜労働局・ハローワークの取組】

＜民間企業＞事業所の障害者雇用への取組状況に応じた、障害者の職域開発・職域拡大の推進を図り、雇用率未達成企業の解消に向けて、引き続き、指導を実施していく。

＜公的機関＞民間企業に率先垂範して、障害者雇用を進める立場にあることから、未達成の解消、未達成に至らない、さらに雇用率向上に向けて、引き続き、指導を実施していく。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は 4,137.5人で、前年より4.6%（181.0人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 2951.0人（対前年比3.1%増）、知的障害者は 1,043.5人（同7.1%増）、精神障害者は143.0人（同20.2%増）と、いずれも前年より増加しており、特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は、1.70%（前年は1.65%）、法定雇用率達成企業の割合は52.9%（同52.2%）であった。

〔総括表1、グラフ①②、詳細表①〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で 594.5人、100～300人未満で1,325.0人、300～500人未満で437.0人、500～1,000人未満で567.5人、1,000人以上で1,213.5人と、500～1,000人未満の区分以外の企業で前年より上昇した。
- ・ 実雇用率は、300～500人未満の区分以外の企業で前年より上回った。また、民間企業全体の実雇用率 1.70%と比較すると、
 - 500～1,000人未満（1.91%）、同1,000人以上（1.73%）については上回った。
 - 100～300人未満規模企業（1.68%）、同56～100人未満（1.52%）については下回った。
 - 300～500人未満規模企業（1.70%）については、同率であった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が50.6%、100～300人未満が54.6%、300～500人未満が51.4%、500～1,000人未満が63.6%、1,000人以上が53.6%と、56～100人未満及び300～500人未満の区分以外の企業で前年より上昇しており、特に500人以上の企業が大きく上昇した。

〔詳細表②〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「運輸業・郵便業」、「教育・

学習支援業」以外のすべての業種で前年よりも増加した。

「建設業」が59.5人、「製造業」が1,626.5人、「情報通信業」が34.0人、「運輸業・郵便業」が421.0人、「卸売・小売業」が592.5人、「金融業・保険業」が238.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が39.0人、「宿泊・飲食サービス業」が43.5人、「生活関連サービス業」が176.0人、「教育・学習支援業」が29.0人、「医療・福祉」が560.5人、「サービス業」が158.5人、「その他」（「農業・林業」「鉱業・採石業・砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「不動産業・物品賃貸業」「複合サービス事業」）が159.5人であった。

- ・ 産業別の実雇用率では、「運輸業・郵便業」(1.98%)、「医療・福祉」(2.10%)、「宿泊業・飲食サービス業」(1.89%)「複合サービス事業」(1.92%)の4業種は法定雇用率を上回っている。
- ・ 加えて、「製造業」(1.80%)は、民間企業全体の実雇用率 1.70%を上回っている。

〔詳細表③〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成24年の法定雇用率未達成企業は559社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、71.7%(401社)と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、65.8%(368社)となっている。

〔詳細表④〕

2 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局（法定雇用率2.1%）

岐阜県知事部局に在職している障害者の数は99.5人で、前年より1.5%（1.5人）増加しており、実雇用率は2.18%と、前年に比べ0.07ポイント上昇した。

〔総括表 2 (1)〕

(2) 岐阜県警察本部（法定雇用率2.1%）

岐阜県警察本部に在職している障害者の数は11.0人で、前年より15.4%（2.0人）減少しており、実雇用率は2.61%と、前年に比べ0.58ポイント下がった。

〔総括表 2 (2)〕

(3) 岐阜県教育委員会（法定雇用率2.0%）

岐阜県教育委員会に在職している障害者の数は232.0人で、前年より5.9%（13.0人）増加しており、実雇用率は2.04%と、前年に比べ0.12ポイント上昇し、達成。

〔総括表 2 (3)〕

(4) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

市町村の機関に在職している障害者の数は503.5人で、前年より3.7%（18.0人）増加しており、実雇用率は2.11%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

47機関中38機関が達成したが、前年に比べ未達成機関が5機関増えた。

〔総括表 2（4）、詳細表⑤⑥〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は25.0人で、前年より47.1%（8.0人）増加しており、実雇用率は1.48%と、前年に比べ0.41ポイント上昇した。

地方独立行政法人は3法人全てが未達成。

〔総括表 3、詳細表⑦〕

平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合
民間企業	243,673.5 人	4,137.5 人	1.70 %	628 / 1,187	52.9 %
	(240,086.0 人)	(3,956.5 人)	(1.65 %)	(614 / 1,176)	(52.2 %)
全国(24年)	22,577,527.0 人	382,363.5 人	1.69 %	35,694 / 76,308	46.8 %

2 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数
岐阜県知事部局	4,560.5 人	99.5 人	2.18 %	0 人
	(4,636.0 人)	(98.0 人)	(2.11 %)	(0 人)
全国(24年)	257,128.0 人	6,331.0 人	2.46 %	

(2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数
岐阜県警察本部	422.0 人	11.0 人	2.61 %	0 人
	(407.0 人)	(13.0 人)	(3.19 %)	(0 人)
全国(24年)	66,751.0 人	1,551.0 人	2.32 %	

※全国数値は警察本部を含む知事部局以外の都道府県機関合計

(3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数
岐阜県教育委員会	11,352.0 人	232.0 人	2.04 %	0 人
	(11,396.0 人)	(219.0 人)	(1.92 %)	(8 人)
全国(24年)	578,163.5 人	10,895.5 人	1.88 %	

(4) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	23,830.0 人	503.5 人	2.11 %	38 / 47	80.9 %
	(23,535.5 人)	(485.5 人)	(2.06 %)	(42 / 47)	(89.4 %)
全国(24年)	1,052,789.5 人	23,730.5 人	2.25 %	1,998 / 2,312	86.4 %

3 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	1,689.5 人	25.0 人	1.48 %	0 / 3	0.0 %
	(1,594.5 人)	(17.0 人)	(1.07 %)	(0 / 3)	(0.0 %)
全国(24年)	48,078.0 人	818.0 人	1.70 %	75 / 118	63.6 %

注

1

1 及び 3 の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2

2 の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3

各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。

4

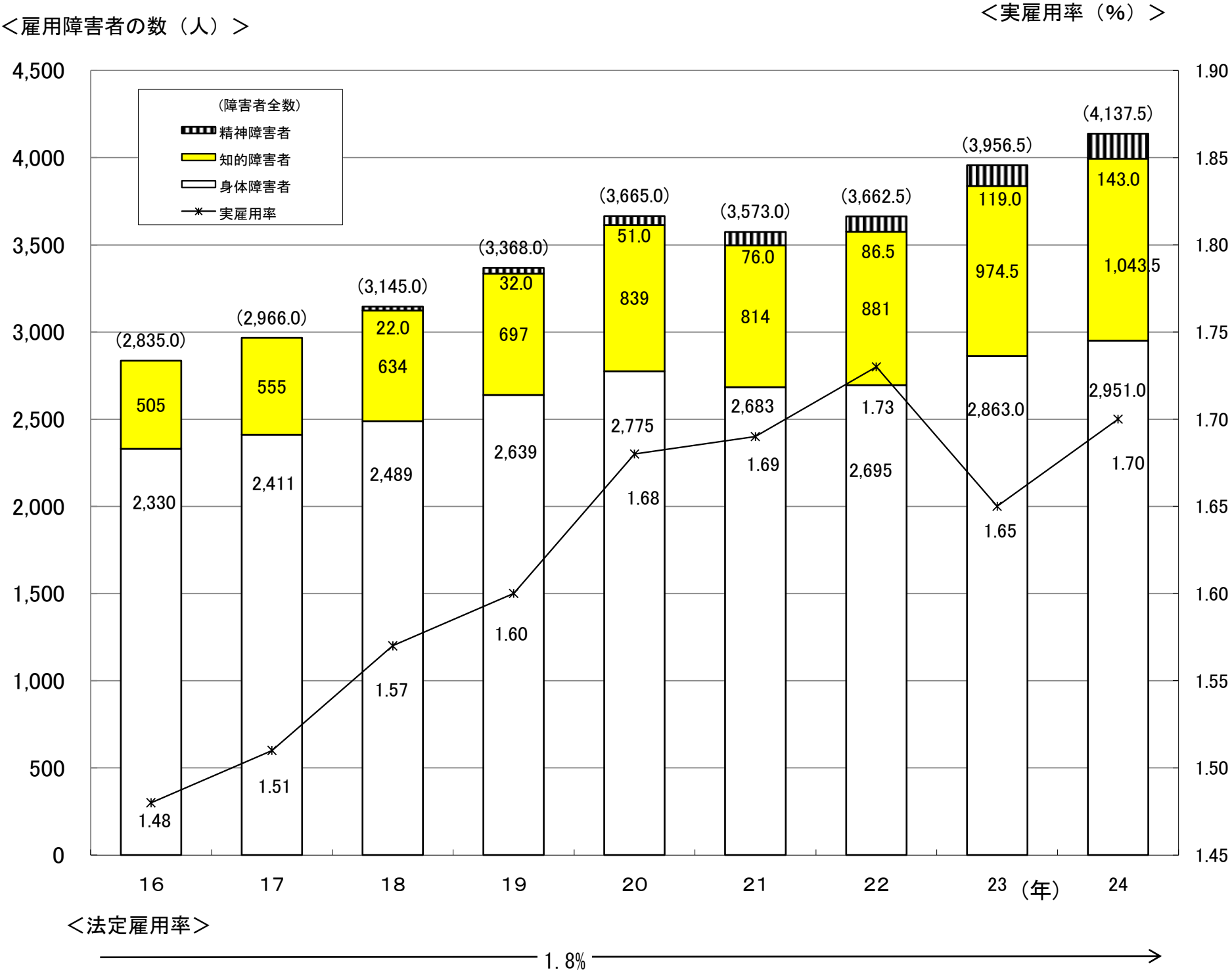
（ ）内は、平成23年 6 月 1 日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年 4 月 1 日から実雇用率に算定されることとなった。

民間企業における障害者の雇用状況

【岐阜労働局】

【グラフ①】

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

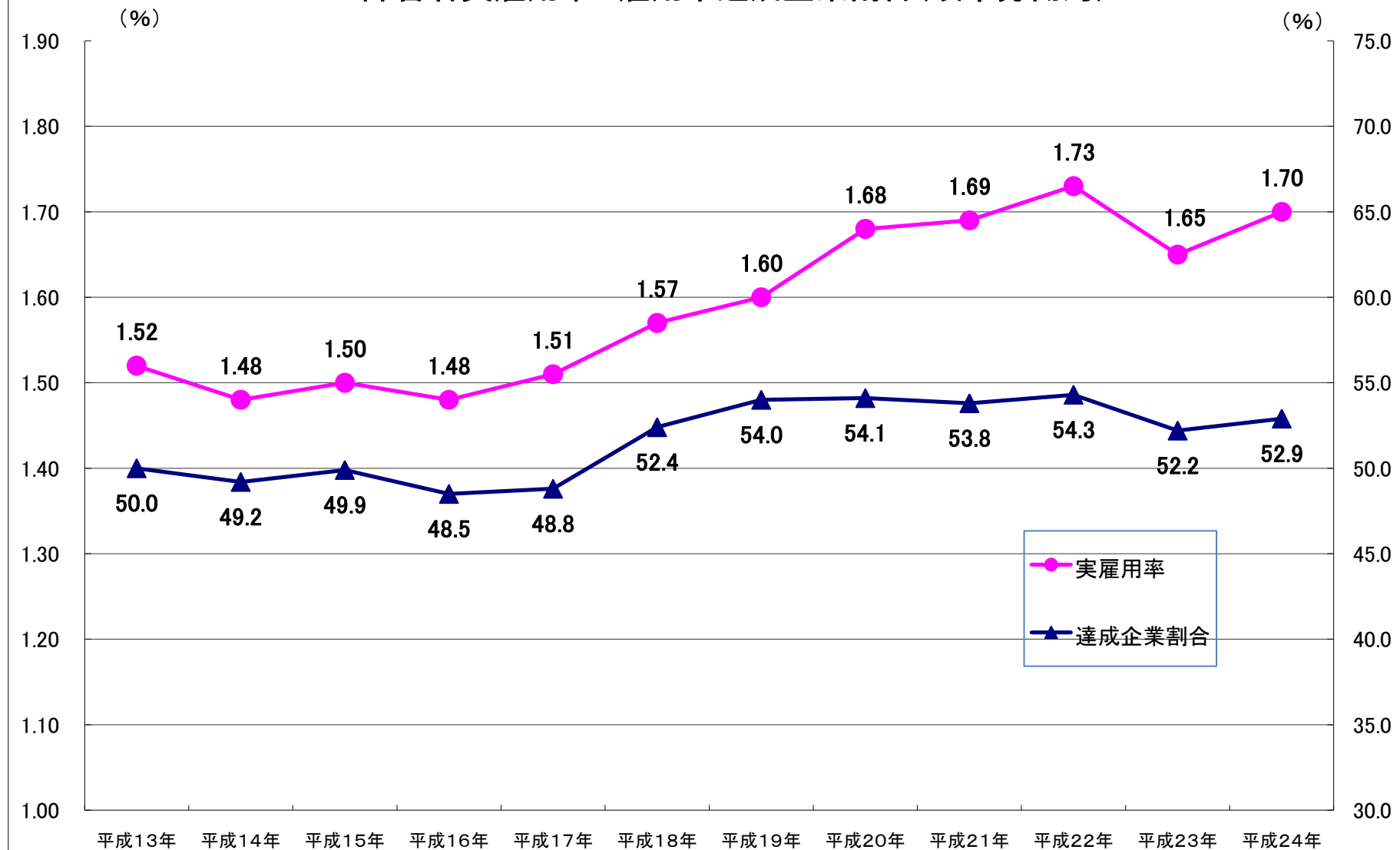


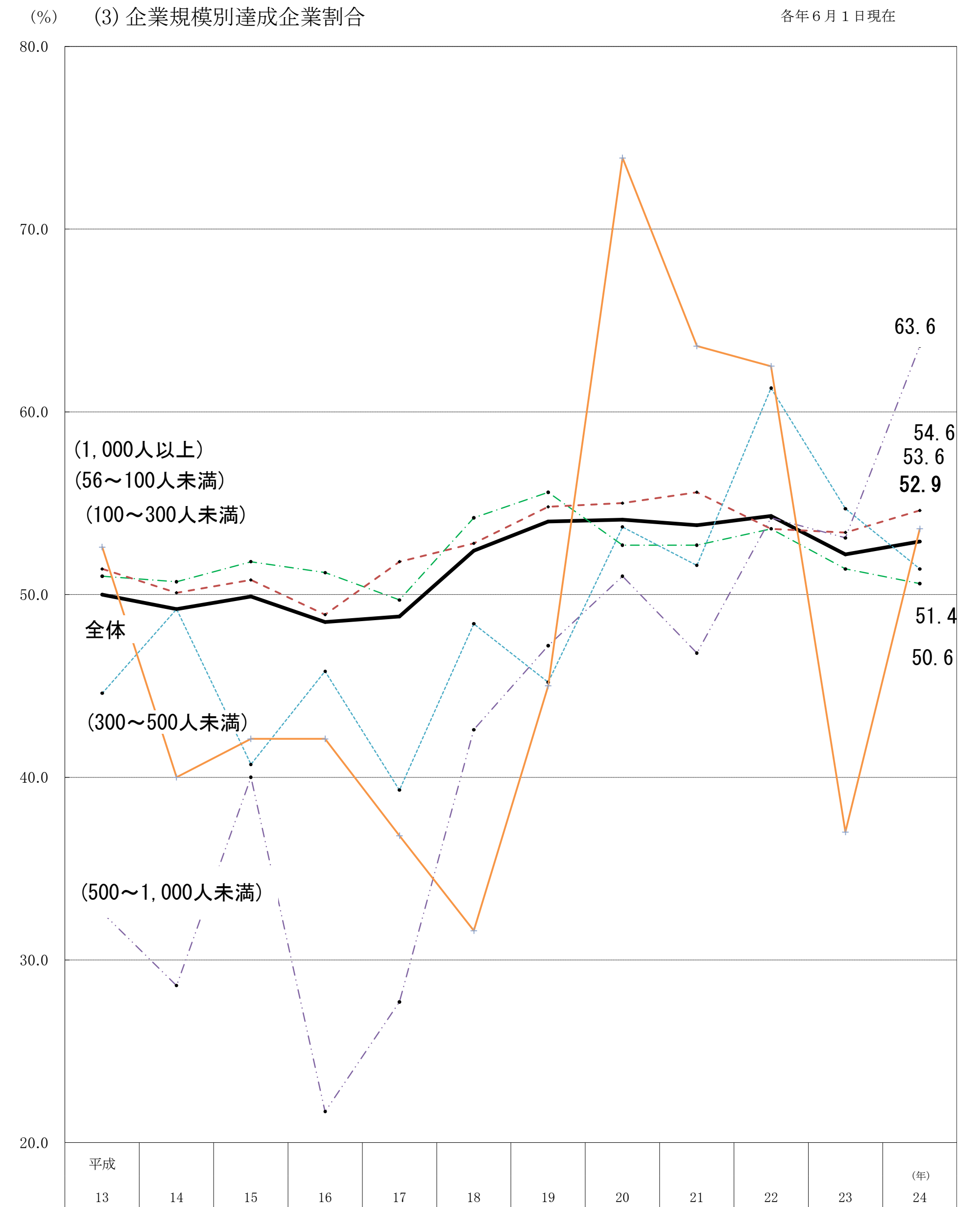
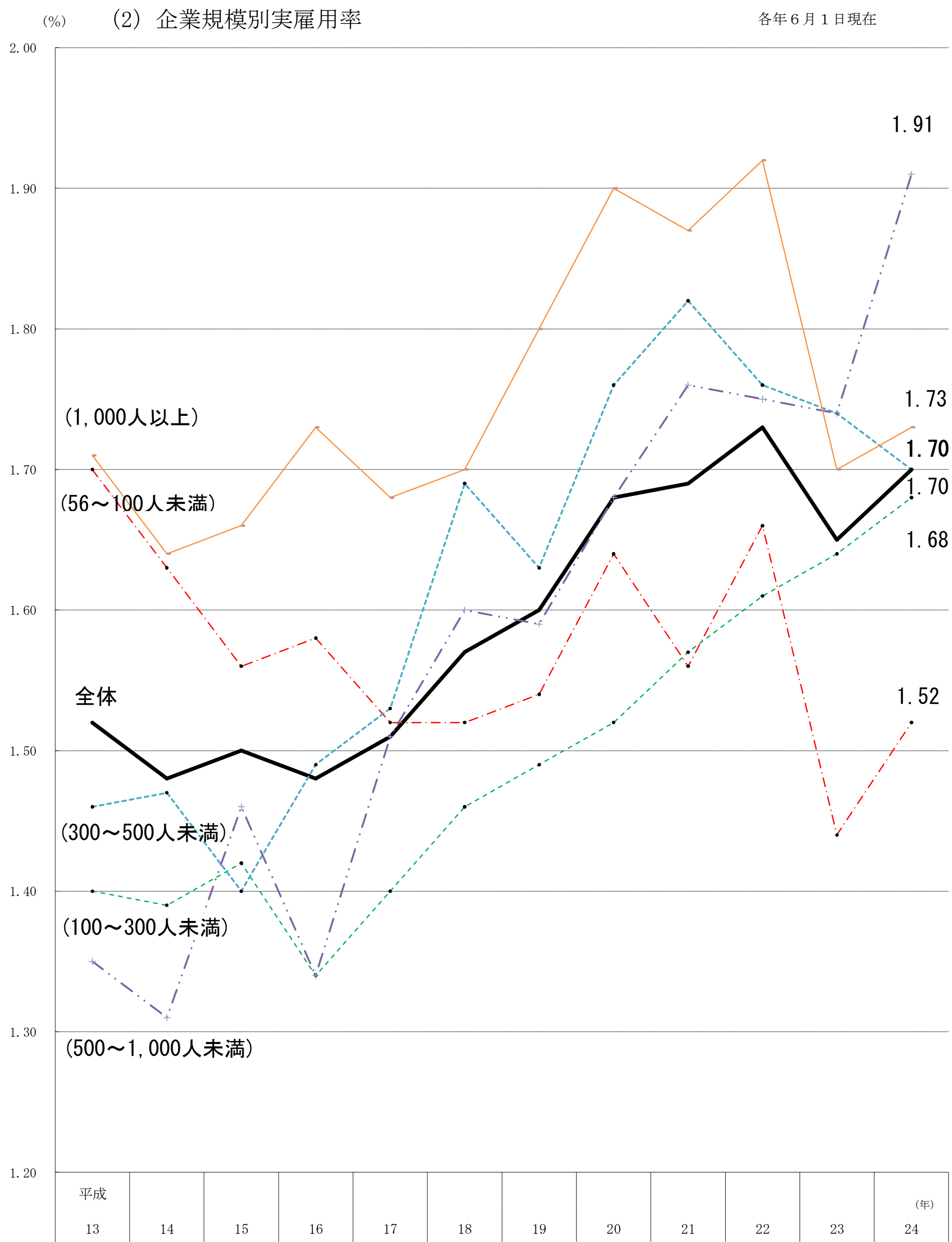
注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

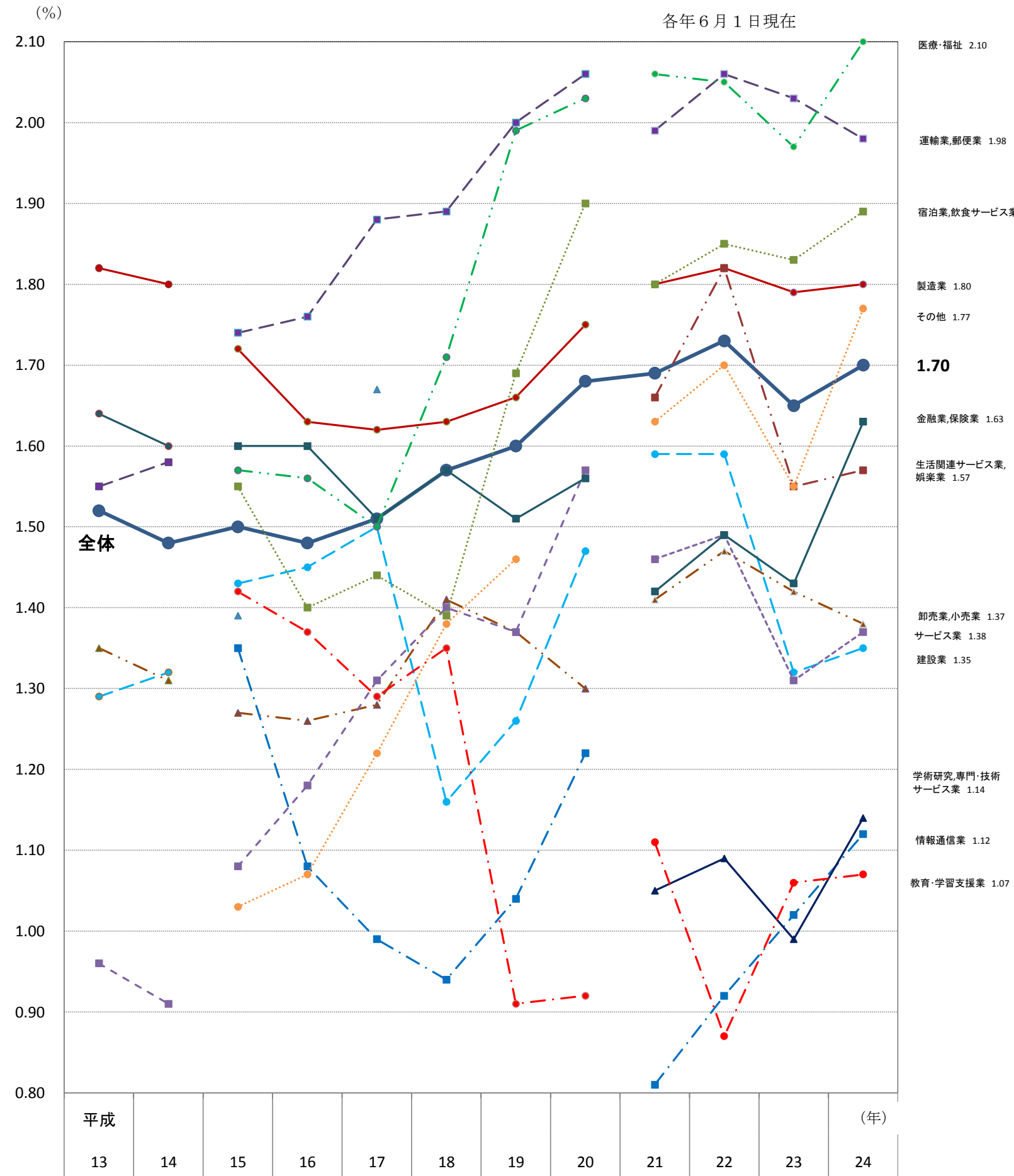
平成17年度まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成23年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

障害者実雇用率と雇用率達成企業割合（岐阜労働局）【グラフ②】

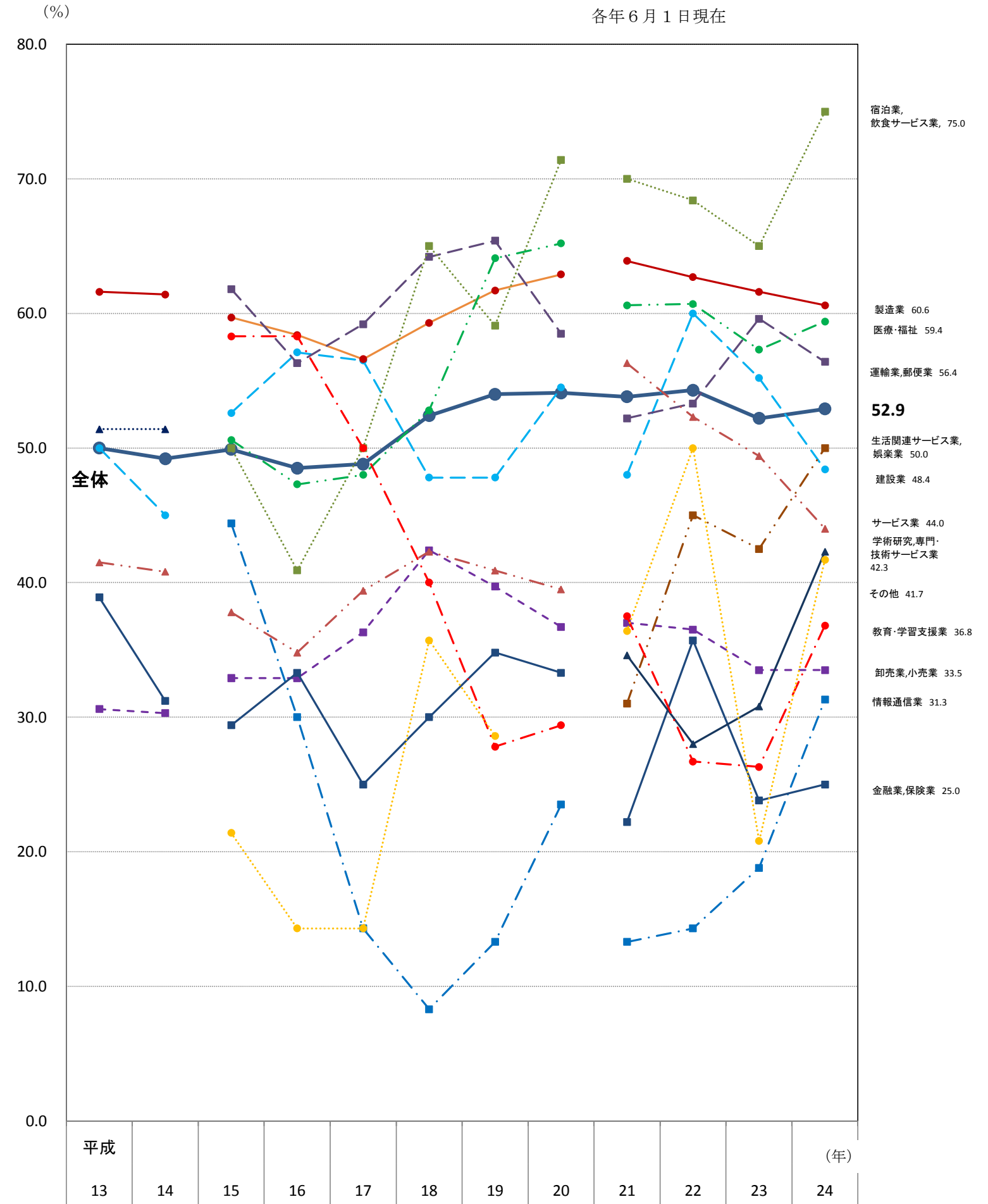




(4)産業別実雇用率



(5)産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、該当企業のない産業は除いている。
2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

◎ 法定雇用率とは

【別添 資料1】

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | |
|---------------|---|
| ○ 民間企業 | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 3em; vertical-align: middle; margin-right: 5px;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 一般の民間企業 1. 8 %
 （56人以上規模の企業）
 特殊法人等 2. 1 %
 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 5px;"> 労働者数48人以上規模の特殊法人、
 独立行政法人、国立大学法人等 </div> </div> </div> |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 1 %
（48人以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 0 %
（50人以上規模の機関） |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

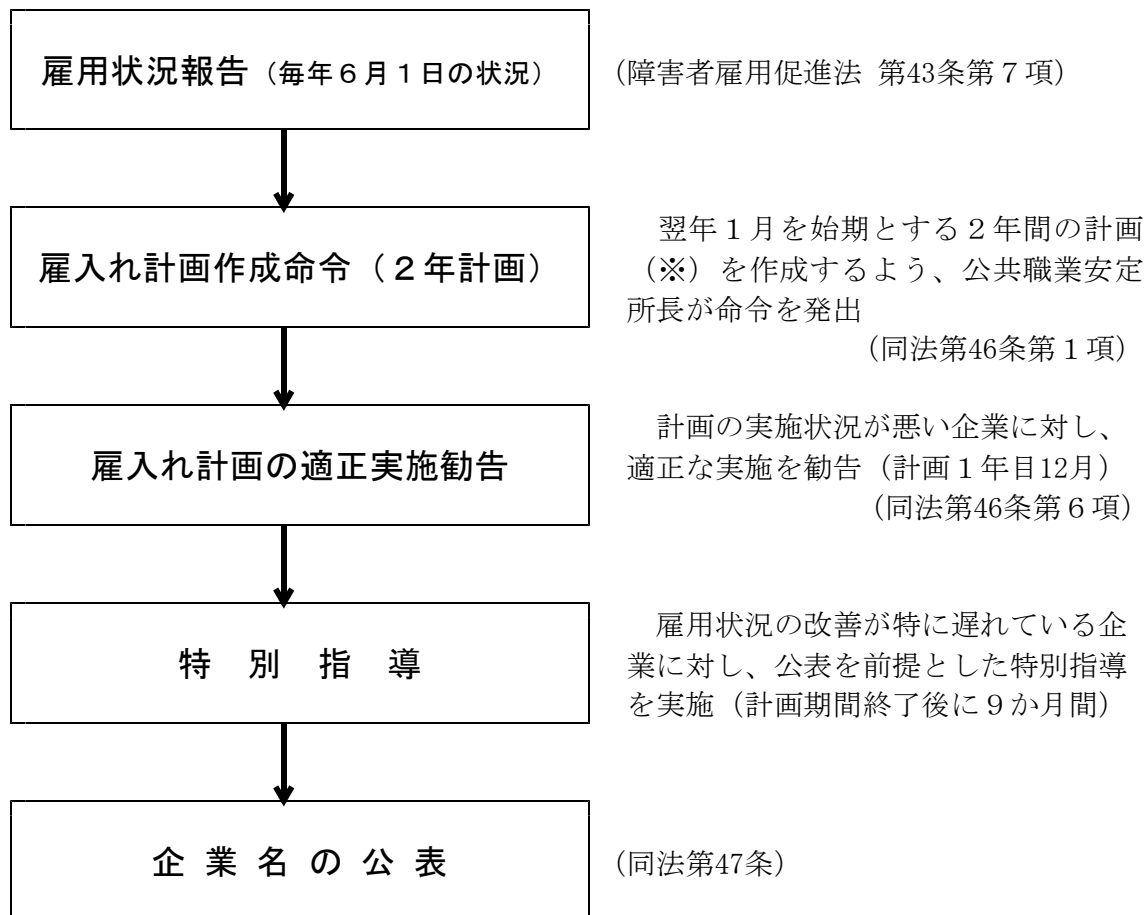
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

【別添 資料2】

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕（全国の状況）

○ 平成23年度の実績

* 「雇入れ計画作成命令」の発出	363社
* 雇入れ計画の「適正実施勧告」	165社
* 「特別指導」の実施	80社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 980社（23年度末現在）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 23年度 3社（うち1社は再公表）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
(1)	概況	①
(2)	企業規模別の雇用状況	②
(3)	産業別の雇用状況	③
(4)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	④
2	公的機関（市町村機関）における在職状況	⑤
3	公的機関の各機関の状況	
(1)	市町村機関の状況（法定雇用率 2.1%）	⑥
(2)	地方独立行政法人の状況（法定雇用率 2.1%）	⑦

1 民間企業における障害者の雇用状況(法定雇用率1.8%)

【詳細表 ①】

(1)概況

①概況

① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
		A.重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
企業 1,187	人 243,673.5	人 915	人 137	人 2,014	人 313.0	人 4,137.5	人 425.0	% 1.70	企業 628	% 52.9
(1,176)	(240,086.0)	(882)	(138)	(1,925)	(259.0)	(3,956.5)	(389.0)	(1.65)	(614)	(52.2)

②障害種別雇用状況

① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
	a.重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
人 4,137.5	人 698	人 92	人 1,375	人 176	人 2,951.0	人 270.5	人 217	人 45	人 530	人 69	人 1,043.5	人 114.5	人 109	人 68.0	人 143.0	人 40.0
(3,956.5)	(674)	(86)	(1,359)	(140)	(2,863.0)	(222.5)	(208)	(52)	(478)	(57)	(974.5)	(135)	(88)	(62.0)	(119.0)	(31.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa,c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb,d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

（２）企業規模別の雇用状況

【詳細表 ②】

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
規模計	企業 1,187 (1,176)	人 243,673.5 (240,086.0)	人 915 (882)	人 137 (138)	人 2,014 (1,925)	人 313 (259)	人 4,137.5 (3,956.5)	人 425.0 (389.0)	% 1.70 (1.65)	企業 628 (614)	% 52.9 (52.2)
56～100未満	人 企業 534 (523)	人 39,196.5 (38,511.0)	人 118 (107)	人 21 (19)	人 315 (309)	人 45 (26)	人 594.5 (555.0)	人 36.0 (34.0)	% 1.52 (1.44)	企業 270 (269)	% 50.6 (51.4)
100～300未満	509 (513)	78,888.5 (79,255.0)	282 (290)	51 (51)	661 (622)	98 (99)	1,325.0 (1,302.5)	146.0 (139.0)	1.68 (1.64)	278 (274)	54.6 (53.4)
300～500未満	72 (64)	25,640.0 (21,866.5)	106 (83)	6 (11)	200 (195)	38 (17)	437.0 (380.5)	42.0 (42.5)	1.70 (1.74)	37 (35)	51.4 (54.7)
500～1,000未満	44 (49)	29,735.0 (33,264.5)	129 (129)	16 (21)	277 (283)	33 (33)	567.5 (578.5)	67.5 (60.0)	1.91 (1.74)	28 (26)	63.6 (53.1)
1,000以上	28 (27)	70,213.5 (67,189.0)	280 (273)	43 (36)	561 (516)	99 (84)	1,213.5 (1,140.0)	133.5 (113.5)	1.73 (1.70)	15 (10)	53.6 (37.0)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間労 働者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
規模計	人 4,137.5 (3,956.5)	人 698 (674)	人 92 (86)	人 1,375 (1,359)	人 176 (140)	人 2,951.0 (2,863.0)	人 270.5 (222.5)	人 217 (208)	人 45 (52)	人 530 (478)	人 69 (57)	人 1,043.5 (974.5)	人 114.5 (135.0)	人 109 (88)	人 68 (62)	人 143.0 (119.0)	人 40.0 (31.5)
56～100未満	人 594.5 (555.0)	人 85 (72)	人 14 (9)	人 223 (214)	人 26 (13)	人 420.0 (373.5)		人 33 (35)	人 7 (10)	人 80 (83)	人 11 (8)	人 158.5 (167.0)		人 12 (12)	人 8 (5)	人 16.0 (14.5)	
100～300未満	1,325.0 (1,302.5)	222 (232)	31 (29)	452 (462)	62 (59)	958.0 (984.5)		60 (58)	20 (22)	172 (131)	16 (19)	320.0 (278.5)		37 (29)	20 (21)	47.0 (39.5)	
300～500未満	437.0 (380.5)	93 (74)	5 (10)	158 (147)	15 (8)	356.5 (309.0)		13 (9)	1 (1)	34 (41)	14 (6)	68.0 (63.0)		8 (7)	9 (3)	12.5 (8.5)	
500～1,000未満	567.5 (578.5)	95 (99)	8 (9)	185 (206)	12 (12)	389.0 (419.0)		34 (30)	8 (12)	73 (64)	9 (9)	153.5 (140.5)		19 (13)	12 (12)	25.0 (19.0)	
1,000以上	1,213.5 (1,140.0)	203 (197)	34 (29)	357 (330)	61 (48)	827.5 (777.0)		77 (76)	9 (7)	171 (159)	19 (15)	343.5 (325.5)		33 (27)	19 (21)	42.5 (37.5)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

【詳細表 ③】

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
産業計	企業 1,187 (1,176)	人 243,673.5 (240,086.0)	人 915 (882)	人 137 (138)	人 2,014 (1,925)	人 313 (259)	人 4,137.5 (3,956.5)	人 425.0 (389.0)	% 1.70 (1.65)	企業 628 (614)	% 52.9 (52.2)
建設業	企業 31 (29)	人 4,420.0 (4,356.5)	人 13 (13)	人 0 (0)	人 33 (31)	人 1 (1)	人 59.5 (57.5)	人 ()	% 1.35 (1.32)	企業 15 (16)	% 48.4 (55.2)
製造業	518 (516)	90,338.0 (88,503.0)	389 (374)	20 (24)	810 (792)	37 (34)	1,626.5 (1,581.0)	()	1.80 (1.79)	314 (318)	60.6 (61.6)
情報通信業	16 (16)	3,042.0 (3,029.0)	11 (10)	0 (0)	12 (11)	0 (0)	34.0 (31.0)	()	1.12 (1.02)	5 (3)	31.3 (18.8)
運輸業,郵便業	55 (52)	21,245.5 (21,725.0)	81 (86)	12 (10)	236 (249)	22 (18)	421.0 (440.0)	()	1.98 (2.03)	31 (31)	56.4 (59.6)
卸売業,小売業	158 (158)	43,158.0 (42,557.5)	109 (108)	32 (30)	290 (267)	105 (87)	592.5 (556.5)	()	1.37 (1.31)	53 (53)	33.5 (33.5)
金融業,保険業	20 (21)	14,597.0 (14,782.5)	62 (58)	5 (6)	101 (83)	16 (14)	238.0 (212.0)	()	1.63 (1.43)	5 (5)	25.0 (23.8)
学術研究,専門・技術サービス業	26 (26)	3,423.0 (3,326.0)	11 (10)	0 (0)	16 (12)	2 (2)	39.0 (33.0)	()	1.14 (0.99)	11 (8)	42.3 (30.8)
宿泊業,飲食サービス業	20 (20)	2,306.0 (2,353.0)	5 (7)	2 (2)	29 (25)	5 (4)	43.5 (43.0)	()	1.89 (1.83)	15 (13)	75.0 (65.0)
生活関連サービス業,娯楽業	36 (40)	11,239.0 (11,114.5)	43 (45)	8 (6)	76 (72)	12 (9)	176.0 (172.5)	()	1.57 (1.55)	18 (17)	50.0 (42.5)
教育,学習支援業	19 (19)	2,711.5 (2,871.5)	9 (9)	0 (0)	11 (12)	0 (1)	29.0 (30.5)	()	1.07 (1.06)	7 (5)	36.8 (26.3)
医療,福祉	180 (178)	26,675.0 (25,775.5)	118 (105)	45 (46)	238 (224)	83 (57)	560.5 (508.5)	()	2.10 (1.97)	107 (102)	59.4 (57.3)
サービス業	84 (77)	11,514.0 (10,642.0)	23 (22)	6 (7)	96 (88)	21 (24)	158.5 (151.0)	()	1.38 (1.42)	37 (38)	44.0 (49.4)
その他	24 (24)	9,004.5 (9,050.0)	41 (35)	7 (7)	66 (59)	9 (8)	159.5 (140.0)	()	1.77 (1.55)	10 (5)	41.7 (20.8)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	4,137.5 (3,956.5)	698 (674)	92 (86)	1,375 (1,359)	176 (140)	2,951.0 (2,863.0)	270.5 (222.5)	217 (208)	45 (52)	530 (478)	69 (57)	1,043.5 (974.5)	114.5 (135.0)	109.0 (88.0)	68.0 (62.0)	143.0 (119.0)	40.0 (31.5)
建設業	59.5 (57.5)	13 (13)	0 (0)	31 (29)	1 (1)	57.5 (55.5)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
製造業	1,626.5 (1,581.0)	291 (274)	14 (20)	544 (564)	24 (18)	1,152.0 (1,141.0)		98 (100)	6 (4)	232 (204)	8 (8)	438.0 (412.0)		34 (24)	5 (8)	36.5 (28.0)	
情報通信業	34.0 (31.0)	11 (10)	0 (0)	12 (11)	0 (0)	34.0 (31.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
運輸業、郵便業	421.0 (440.0)	65 (73)	8 (6)	189 (199)	16 (12)	335.0 (357.0)		16 (13)	4 (4)	37 (40)	2 (2)	74.0 (71.0)		10 (10)	4 (4)	12.0 (12.0)	
卸売業、小売業	592.5 (556.5)	71 (69)	23 (20)	162 (150)	43 (40)	348.5 (328.0)		38 (39)	9 (10)	112 (103)	30 (24)	212.0 (203.0)		16 (14)	32 (23)	32.0 (25.5)	
金融業、保険業	238.0 (212.0)	57 (55)	5 (6)	82 (72)	16 (13)	209.0 (194.5)		5 (3)	0 (0)	7 (3)	0 (0)	17.0 (9.0)		12 (8)	0 (1)	12.0 (8.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	39.0 (33.0)	11 (10)	0 (0)	12 (8)	2 (2)	35.0 (29.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)		2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	
宿泊業、飲食サービス業	43.5 (43.0)	5 (7)	2 (1)	20 (17)	3 (3)	33.5 (33.5)		0 (0)	0 (1)	8 (7)	2 (1)	9.0 (8.5)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	176.0 (172.5)	21 (21)	7 (5)	47 (44)	11 (8)	101.5 (95.0)		22 (24)	1 (1)	21 (22)	1 (0)	66.5 (71.0)		8 (6)	0 (1)	8.0 (6.5)	
教育・学習支援業	29.0 (30.5)	9 (9)	0 (0)	11 (11)	0 (1)	29.0 (29.5)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	
医療、福祉	560.5 (508.5)	91 (83)	23 (20)	157 (147)	37 (21)	380.5 (343.5)		27 (22)	22 (26)	62 (64)	22 (16)	149.0 (142.0)		19 (13)	24 (20)	31.0 (23.0)	
サービス業	158.5 (151.0)	21 (21)	6 (5)	65 (69)	19 (17)	122.5 (124.5)		2 (1)	0 (2)	27 (13)	1 (4)	31.5 (19.0)		4 (6)	1 (3)	4.5 (7.5)	
その他	159.5 (140.0)	32 (29)	4 (3)	43 (38)	4 (4)	113.0 (101.0)		9 (6)	3 (4)	20 (18)	3 (2)	42.5 (35.0)		3 (3)	2 (2)	4.0 (4.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 518	人 90,338.0	人 389	人 20	人 810	人 37	人 1,626.5	人 122.0	% 1.80	企業 314	% 60.6
	(516)	(88,503.0)	(374)	(24)	(792)	(34)	(1,581.0)	(129.5)	(1.79)	(318)	(61.6)
食料品・たばこ	企業 57	人 8,482.0	人 30	人 11	人 97	人 10	人 173.0	人 28.0	% 2.04	企業 39	% 68.4
	(56)	(8,119.5)	(29)	(11)	(83)	(10)	(157.0)	(25.0)	(1.93)	(35)	(62.5)
繊維・衣服	25	2,978.0	18	1	33	1	70.5	6.0	2.37	19	76.0
	(26)	(3,036.5)	(16)	(1)	(37)	(1)	(70.5)	(6.0)	(2.32)	(19)	(73.1)
木材・家具	25	3,566.5	16	0	45	2	78.0	4.0	2.19	18	72.0
	(25)	(3,511.0)	(14)	(1)	(51)	(0)	(80.0)	(4.0)	(2.28)	(21)	(84.0)
パルプ・紙・印刷	40	5,285.0	16	1	46	6	82.0	1.5	1.55	23	57.5
	(41)	(5,539.0)	(15)	(1)	(47)	(4)	(80.0)	(3.0)	(1.44)	(24)	(58.5)
化学工業	49	11,149.5	36	1	92	7	168.5	12.5	1.51	22	44.9
	(46)	(10,883.0)	(34)	(3)	(88)	(6)	(162.0)	(22.0)	(1.49)	(24)	(52.2)
窯業・土石	44	6,540.0	26	1	72	3	126.5	8.0	1.93	30	68.2
	(44)	(6,523.5)	(26)	(1)	(68)	(1)	(121.5)	(0.0)	(1.86)	(32)	(72.7)
鉄鋼	7	949.0	5	0	8	1	18.5	0.0	1.95	5	71.4
	(7)	(956.0)	(5)	(0)	(8)	(1)	(18.5)	(0.0)	(1.94)	(5)	(71.4)
非鉄金属	8	1,404.5	8	0	8	0	24.0	4.0	1.71	5	62.5
	(9)	(1,406.0)	(6)	(0)	(9)	(1)	(21.5)	(1.5)	(1.53)	(5)	(55.6)
金属製品	44	5,924.0	20	3	53	1	96.5	8.5	1.63	26	59.1
	(46)	(5,805.0)	(21)	(3)	(52)	(1)	(97.5)	(3.0)	(1.68)	(30)	(65.2)
電気機械	39	9,913.0	58	1	78	1	195.5	11.0	1.97	30	76.9
	(37)	(9,333.5)	(51)	(0)	(75)	(1)	(177.5)	(14.0)	(1.90)	(29)	(78.4)
その他機械	147	28,404.0	137	1	237	5	514.5	35.5	1.81	78	53.1
	(146)	(28,044.5)	(137)	(3)	(235)	(6)	(515.0)	(45.0)	(1.84)	(75)	(51.4)
その他	33	5,742.5	19	0	41	0	79.0	3.0	1.38	19	57.6
	(33)	(5,345.5)	(20)	(0)	(39)	(2)	(80.0)	(6.0)	(1.50)	(19)	(57.6)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5						c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	人 1,626.5 (1,581.0)	人 291 (274)	人 14 (20)	人 544 (564)	人 24 (18)	人 1,152.0 (1,141.0)	人 98 (100)	人 6 (4)	人 232 (204)	人 8 (8)	人 438.0 (412.0)	人 34 (24)	人 5 (8)	人 36.5 (28.0)
食料品・たばこ	人 173.0 (157.0)	人 16 (14)	人 7 (9)	人 49 (43)	人 6 (4)	人 91.0 (82.0)	人 14 (15)	人 4 (2)	人 45 (38)	人 3 (3)	人 78.5 (71.5)	人 3 (2)	人 1 (3)	人 3.5 (3.5)
繊維工業	人 70.5 (70.5)	人 15 (13)	人 1 (1)	人 19 (25)	人 1 (1)	人 50.5 (52.5)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 12 (11)	人 0 (0)	人 18.0 (17.0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 2.0 (1.0)
木材・家具	人 78.0 (80.0)	人 15 (13)	人 0 (1)	人 34 (40)	人 2 (0)	人 65.0 (67.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 11 (11)	人 0 (0)	人 13.0 (13.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	人 82.0 (80.0)	人 10 (9)	人 1 (1)	人 33 (35)	人 2 (1)	人 55.0 (54.5)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 9 (8)	人 3 (3)	人 22.5 (21.5)	人 4 (4)	人 1 (0)	人 4.5 (4.0)
化学工業	人 168.5 (162.0)	人 21 (19)	人 1 (2)	人 52 (52)	人 4 (3)	人 97.0 (93.5)	人 15 (15)	人 0 (1)	人 37 (33)	人 1 (0)	人 67.5 (64.0)	人 3 (3)	人 2 (3)	人 4.0 (4.5)
窯業・土石	人 126.5 (121.5)	人 17 (16)	人 1 (1)	人 52 (52)	人 3 (1)	人 88.5 (85.5)	人 9 (10)	人 0 (0)	人 20 (16)	人 0 (0)	人 38.0 (36.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
鉄鋼	人 18.5 (18.5)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 1 (1)	人 10.5 (10.5)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 8.0 (8.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
非鉄金属	人 24.0 (21.5)	人 8 (6)	人 0 (0)	人 7 (9)	人 0 (0)	人 23.0 (21.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 0.0 (0.5)
金属製品	人 96.5 (97.5)	人 16 (18)	人 3 (3)	人 35 (43)	人 1 (0)	人 70.5 (82.0)	人 4 (3)	人 0 (0)	人 16 (8)	人 0 (0)	人 24.0 (14.0)	人 2 (1)	人 0 (1)	人 2.0 (1.5)
電気機械	人 195.5 (177.5)	人 51 (42)	人 0 (0)	人 64 (63)	人 0 (1)	人 166.0 (147.5)	人 7 (9)	人 1 (0)	人 10 (9)	人 1 (0)	人 25.5 (27.0)	人 4 (3)	人 0 (0)	人 4.0 (3.0)
その他機械	人 514.5 (515.0)	人 99 (100)	人 0 (2)	人 162 (167)	人 4 (6)	人 362.0 (372.0)	人 38 (37)	人 1 (1)	人 61 (61)	人 0 (0)	人 138.0 (136.0)	人 14 (7)	人 1 (0)	人 14.5 (7.0)
その他	人 79.0 (80.0)	人 19 (20)	人 0 (0)	人 35 (33)	人 0 (0)	人 73.0 (73.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4 (3)	人 0 (2)	人 4.0 (4.0)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 2.0 (3.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

【詳細表 ④】

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	559 (100.0%)	401 (71.7%)	112 (20.0%)	20 (3.6%)	15 (2.7%)	8 (1.4%)	2 (0.4%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	368 (65.8%)
56-100人未満	264 (100.0%)	264 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	254 (96.2%)
100-300人未満	231 (100.0%)	120 (51.9%)	98 (42.4%)	10 (4.3%)	3 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	114 (49.4%)
300-500人未満	35 (100.0%)	12 (34.3%)	7 (20.0%)	6 (17.1%)	10 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500-1000人未満	16 (100.0%)	2 (12.5%)	6 (37.5%)	4 (25.0%)	1 (6.3%)	2 (12.5%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	13 (100.0%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	1 (7.7%)	6 (46.2%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 公的機関(市町村機関)における雇用状況(法定雇用率2.1%)

【詳細表 ⑤】

① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
機関 47	人 23,830.0	人 107	人 18	人 260	人 23	人 503.5	人 54.0	% 2.11	機関 38	% 80.9
(47)	(23,535.5)	(111)	(9)	(248)	(13)	(485.5)	(47.5)	(2.06)	(42)	(89.4)

② 障害種別在職状況

① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
	a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
503.5人	102人	15人	190人	20人	419.0人	39.0人	5人	3人	51人	0人	64.0人	8.0人	19人	3人	20.5人	7.0人
(485.5)	(102)	(8)	(189)	(11)	(406.5)	(36.0)	(9)	(1)	(48)	(0)	(67.0)	(10.0)	(11)	(2)	(12.0)	(1.5)

〔①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

3 公的機関の各機関の状況(法定雇用率2.1%)

【詳細表 ⑥】

(1)各市町村機関の障害者雇用状況

●市

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐阜市	3,562.5	70.5	1.98	3.5	(注4)①地方特例
大垣市	2,399.0	51.0	2.13	0.0	(注4)②地方特例
高山市	928.0	19.0	2.05	0.0	(注4)③地方特例
多治見市	905.5	20.0	2.21	0.0	(注4)④地方特例
関市	882.5	20.0	2.27	0.0	(注4)⑤地方特例
中津川市	1,589.0	34.0	2.14	0.0	(注4)⑥地方特例
美濃市	275.5	7.0	2.54	0.0	
瑞浪市	424.5	9.0	2.12	0.0	(注4)⑦地方特例
羽島市	721.0	13.0	1.80	2.0	(注4)⑧地方特例、(注6)①
恵那市	716.0	15.0	2.09	0.0	
美濃加茂市	514.0	11.0	2.14	0.0	(注4)⑨地方特例
土岐市	951.0	19.5	2.05	0.0	(注4)⑩地方特例
各務原市	1,047.0	21.0	2.01	0.0	(注4)⑪地方特例
可児市	711.5	17.0	2.39	0.0	(注4)⑫地方特例
山県市	377.0	6.0	1.59	1.0	(注4)⑬地方特例、(注6)②
瑞穂市	433.0	9.0	2.08	0.0	(注4)⑭地方特例
飛騨市	594.5	14.5	2.44	0.0	(注4)⑮地方特例
本巣市	540.0	9.5	1.76	1.5	(注4)⑯地方特例、(注6)③
郡上市	1,107.0	22.0	1.99	1.0	(注4)⑰地方特例、(注6)④
下呂市	760.5	18.0	2.37	0.0	(注4)⑱地方特例
海津市	578.5	10.0	1.73	2.0	(注4)⑲地方特例
計	20,017.5	416.0	2.08	11.0	

●町村

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐南町	167.5	6.0	3.58	0.0	
笠松町	174.0	5.0	2.87	0.0	
養老町	199.5	5.0	2.51	0.0	
垂井町	269.0	5.0	1.86	0.0	(注4)⑳地方特例
関ヶ原町	261.0	6.0	2.30	0.0	
神戸町	132.5	4.0	3.02	0.0	
輪之内町	114.0	3.0	2.63	0.0	
安八町	120.0	2.0	1.67	0.0	
揖斐川町	424.0	11.0	2.59	0.0	
大野町	160.0	1.0	0.63	2.0	(注5)㉓地方特例
池田町	179.5	3.0	1.67	0.0	
北方町	127.0	2.0	1.57	0.0	
坂祝町	57.0	0.0	0.00	1.0	
富加町	58.5	2.0	3.42	0.0	
川辺町	154.0	3.0	1.95	0.0	(注4)㉑地方特例
七宗町	63.0	2.0	3.17	0.0	
八百津町	144.0	3.0	2.08	0.0	
白川町	138.0	2.0	1.45	0.0	(注4)㉒地方特例
東白川村	92.0	1.0	1.09	0.0	
御嵩町	156.0	3.5	2.24	0.0	
白川村	69.0	1.0	1.45	0.0	
計	3,259.5	70.5	2.16	3.0	

市町村計	人 23,277.0	人 486.5	% 2.09	人 14.0	
------	---------------	------------	-----------	-----------	--

●教育委員会

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
恵那市	175.0	4.0	2.29	0.0	
養老町	108.0	3.0	2.78	0.0	
関ヶ原町	50.5	2.0	3.96	0.0	
池田町	64.5	0.0	0.00	1.0	
計	398.0	9.0	2.26	1.0	

●広域連合

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
もとす広域連合	155.0	8.0	5.16	0.0	

市町村機関等 総 計	人 23,830.0	人 503.5	% 2.11	人 15.0	
---------------	---------------	------------	-----------	-----------	--

- (注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- (注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- (注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- (注4) 注4の機関は地方特例認定を受けている。
地方特例とは、市町村長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。
①岐阜市のその他の機関は岐阜市上下水道事業部、岐阜市教育委員会をいう。
②～②③の市町のその他の機関はそれぞれの市町教育委員会をいう。
- (注5) 大野町においては、大野町教育委員会との地方特例認定により、8月3日現在において、障害者の数が5.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。
- (注6) ①羽島市においては、11月12日現在において、障害者の数が15.0人、実雇用率2.08%、不足数0.0人となっている。
②山県市においては、11月1日現在において、障害者の数が7.0人、実雇用率1.86%、不足数0.0人となっている。
③本巣市においては、10月1日現在において、障害者の数が11.5人、実雇用率2.13%、不足数0.0人となっている。
④郡上市においては、11月1日現在において、障害者の数が23.0人、実雇用率2.08%、不足数0.0人となっている。

(2) 地方独立行政法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	人 784.5	人 12.0	% 1.53	人 4.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	640.5	9.0	1.41	4.0	〃
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	264.5	4.0	1.51	1.0	〃
計	1,689.5	25.0	1.48	9.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、マイナスになる場合は「0.0」と表示しており、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、③実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

○障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク

○職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター

○各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働>雇用>施策情報「障害者雇用対策」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク